

# 令和6年度障害者就労促進チャレンジ事業委託業務仕様書

## 1 事業の目的

障害者の雇用経験のない企業や、一般就労を目指す障害者等を対象に、障害者雇用企業等において行う見学・交流や実習等を通して、雇用又は就労への第一歩を踏み出す機会を提供することにより、地域の障害者就労促進を図る。

## 2 事業名

令和6年度障害者就労促進チャレンジ事業

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) 企業等の理解促進

法定雇用率未達成企業や障害者雇用の経験の少ない企業等を対象に、障害者を雇用することに対する不安解消と理解促進を図るための見学相談会を18回以上行う。

#### ア 業務内容

障害者雇用を検討している企業の人事担当者等が、障害者就労現場の見学を実施し、見学先企業や当事者との意見交換、企業における取組事例の紹介や障害者雇用支援施策の説明等を組み合わせた見学相談会を実施するとともに、諸費用の支払等の付随する業務を行う。

#### イ 参加対象企業等及び参加費用

参加対象企業等は、県内の法定雇用率を達成していない企業又は障害者雇用の経験の少ない企業等とする。なお、法定雇用率の引き上げにより、今後新たに障害者の雇用義務が課せられる可能性がある企業も参加対象とする。また、参加費用は無料とし、開催場所までの旅費は原則として参加者の負担とする。

#### ウ 見学先企業等の選定

見学先企業等は、県内に事業所があり障害者を雇用している企業等のうち、本事業に協力できる企業等を選定するものとする。

#### エ 開催後の支援

見学相談会実施後に参加企業等が障害者雇用を行うに当たり適切な支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）等と密に連携し、支援・協力を得るよう努めること。

## オ 謝金の支払

見学相談会の開催に当たり、受託者が見学先企業等に対し支払う謝金は、1時間当たり7,900円以内とし、見学相談会1回の開催に伴い発生する謝金は15,800円を上限とする。また、講演等を依頼した場合に講師（公務員等の場合を除く。）に対し支払う謝金は、9,700円を上限とする。

## (2) 障害者等の意識醸成

障害者福祉施設の利用者等やその家族に対し「企業等で働く」ことに対する意識醸成を図るための交流会を5回以上行う。

### ア 業務内容

障害者を雇用している企業等を訪問し、企業及び働いている障害者（以下「発表者」という。）による体験談の発表や発表者等と参加者の意見交換等を行う交流見学会を実施するとともに、諸費用の支払等の付随する業務を行う。

### イ 参加対象者等及び参加費用

参加対象者は、県内の就労移行支援事業又は就労継続支援事業、その他の障害福祉サービス事業の利用者のほか、一般就労をしていない障害者及びその家族とする。参加費用は無料とし、交流会開催場所までの旅費は原則として参加者の負担とする。

### ウ 発表者の選定及び謝金の支払

発表者は、訪問先の企業及び働いている障害者本人の希望等を考慮し受託者が選定する。

なお、発表者に対し受託者が支払う謝金は、1人当たり7,900円以内とし、交流会1回あたりの発表者は3名以内とする。

また、発表者の交通費として支給できる経費は、交流会開催場所までの公共交通機関の運賃額及び自家用車等を使用した際の駐車料金額とする。

## (3) 短期職場実習の実施

障害者就労支援機関等と連携し、障害者雇用に係る企業及び就労を希望する障害者の「働く」ことへの理解を深めるために、就労を希望する障害者が実習を行う短期職場実習（以下「実習」という。）を実施する。

### ア 業務内容

県内全域の多様な業種の事業所を実習先として開拓・選定し、実習者を選定の上、実習を実施するとともに、実習に係る諸費用の支払等の付随する業務を行う。

### イ 実習先事業所の要件

実習先事業所は、県内に所在する事業所であること、雇用保険の適用事業所であること、過去に障害者を雇用した経験のない若しくは少ない事

業所又は障害者法定雇用率未達成事業所であること、国・地方公共団体及び独立行政法人ではないこと、障害者雇用に理解があり、積極的に雇用に取り組もうとしている事業所とする。

#### ウ 実習者の要件

千葉県内の障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）に登録された者であること。

ただし、支援センターに登録されていない者であっても、対応できる支援機関等を確認できた場合は、実習を行うことができるものとする。

#### エ 実習先事業所候補の開拓及び実習先事業所の選定

受託者は、県内の支援センター等と連携し、積極的な実習先事業所の開拓に努め、実習の受入れ能力があると認められる事業所60か所以上を実習先事業所候補として選定する。

#### オ 実習者及び実習先事業所の選定等

受託者は、ウの要件を満たしている者のうち、本人の希望及び職業能力等を考慮の上、就労支援機関と協議し、実習者及び実習先事業所並びに実習期間等を決定する。実習者の定員は120名以上とする。

#### カ 実習期間

実習の計画期間は原則として3日以上10日以内とし、1日の実習時間は、4時間以上8時間以内とする。

ただし、受託者が必要と認める場合は、最長30日まで延長することができることとする。

#### キ 実習先事業所に対する諸経費等の支払

受託者は、実習先事業所に対して、実習受入れに必要な諸経費を実習者1人につき、1日当たり2,000円を上限として支払うことができる。

#### ク 実習者の身分

実習期間中、実習者と実習先事業所との間には、雇用関係は一切生じないものとする。

#### ケ 傷害保険等への加入

受託者は、実習者の実習中の事故に備え、傷害保険等に参加するものとする。

ただし、実習者が既に実習中の事故について保証がある保険等に参加している場合はこの限りではない。

#### コ 実習者の交通費等

実習に係る実習者の交通費等については、原則支給しないものとする。

ただし、交通機関の事情等を考慮し、受託者が必要と認める場合は、1日当たり1,000円以内において支給することができる。

#### サ 実施方法

受託者は、実習を開始する前に、実習者及び実習先事業所に対して実習に係る要件等の必要事項に関して確認書等により同意を得るものとする。

## 5 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに「事業計画書」を作成し、県の承認を得ること。
- (3) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。  
やむを得ない事情により本仕様変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、「事業計画書」の変更について承認を得ること。
- (5) 各業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (6) 県は、本業務の履行内容について受託者に意見を述べる事ができることとする。